

解雇等による住居喪失者に対する「就職安定資金融資」事業について

1 目的

事業主都合等（「解雇」、「雇止め」、「勧奨退職など事業主の働きかけによる自己都合離職（雇用保険の「特定受給資格者に限る）」による離職者のうち、当該離職に伴ってそれらで入居していた社員寮から資格者の退去を余儀なくされるなどによって、住居喪失状態となった者）に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの住居と安定的な就業機会が円滑に確保できるよう支援する。

2 貸付条件

(1) 貸付対象者

次のいずれにも該当する者

- ① 事業主都合等による離職に伴って住居喪失状態となっている離職者（1年前以降に離職した者に限る。今後1ヶ月以内に事業主都合離職と社員寮の退去が決定している者を含む。）
- ② 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行うこと
- ③ 貯金・資産がないこと
- ④ 離職前に主として世帯の生計を維持していた者
- ⑤ 暴力団員でないこと
- ⑥ 貸付けられた就職安定資金を利用することによって確保した賃貸住宅に、継続的に入居すること

(2) 貸付対象費目と貸付上限額等

貸付対象費目	（細目）		貸付上限額
	敷金・礼金等	転居費・家具什器費	
①住宅入居初期費用	40万円	10万円	50万円
②家賃補助費		6万円×6ヶ月 ※	
③生活・就職活動費	常用就職活動費	15万円×6ヶ月 ※	36万円
	就職身元保証料	10万円	
			100万円

※は、雇用保険受給者でない者に限る。

- (3) **担保・保証人** 不要。ただし、所定の信用保証機関を利用することを条件とする。
担保・保証人不要。ただし、所定の信用保証機関を利用することを条件とする。

- (4) **貸付利率** 1.5%（信用保証料を含む）。

- (5) **返済方法** 元金据え置き6ヶ月。10年以内に元利均等月賦償還（最終弁済時年齢65歳）。

- (6) **返済免除** 初回の貸付実行日の6ヶ月後の月の末日（※）までに6ヶ月以上の雇用が見込まれる就職をして、雇用保険一般被保険者資格を取得した場合は、返済額のうち次の相当額を免除。
※ 同日までに緊急人材育成・就職支援基金により実施される訓練又はその他の公共職業訓練の受講あつせんを受けた場合は訓練終了日の6ヶ月後の月の末日

返済免除対象項目	返済免除額
①「住宅入居初期費用」のうち「敷金」を除く額	貸付額の100%相当額
②「生活・就職活動費」	貸付額の50%相当額

3. 手続き

- 貸付希望者はハローワークへ出向き、住居と安定就労の確保を図るための相談を受ける
- 離職と住居喪失の事実に関する離職した事業所の事業主による証明や、入居予定の賃貸住宅等に関する確認書類をとりそろえて入居予定の住宅の住所を管轄するハローワークの確認を得る
- 確認書類を添えて労働金庫店舗へ出向き、審査を経て貸付を受ける
- （審査の結果、貸付を受けられない場合がある）
- 貸付金によって賃貸住宅へ入居し、再就職活動を進める

4. 根拠法令

- 雇用保険法第62条第1項第5号
- 雇用保険法施行規則第115条第19号